

第5章 その他規則で定める事項

5.1 第一種事業を実施するために必要な許認可等

第一種事業を実施するために必要な許認可等を表5.1-1に示す。

表5.1-1 第一種事業を実施するために必要な許認可等

申請・届け出の名称	許認可等を行う者	関係法令	備考
景観計画区域内における行為の届出	伊根町	伊根町景観条例施行規則	
京都府林地開発行為の手続	京都府	森林法	1ha以上の開発を行う場合
京都府豊かな緑を守る条例に基づく森林開発協議	京都府	京都府豊かな緑を守る条例	1,000㎡（土石の採掘・土砂の搬入以外の開発行為は、3,000㎡）を超える開発を行う場合
第一種・第二種特別地域における工作物の改築に対する許可	京都府	自然公園法	
一定の規模以上の土地の形質の変更の届出	京都府	土壤汚染対策法	3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合
京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設設置届出	京都府	京都府環境を守り育てる条例	条例で定める特定施設を設置する場合
建設行為の届出	京都府	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
工事計画届	経済産業省	電気事業法	
消防用設備等設置届出	宮津与謝消防署	消防法	
事業計画認定の手続	経済産業省	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	

5.2 配慮書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

事業者の名称 株式会社東洋設計
 代表者の氏名 代表取締役 延命 正太郎
 主たる事務所の所在地 石川県金沢市諸江町中丁212番地1